

インド知財情報メール：第 2021-8 号、2021 年 9 月 28 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

- [1] インド知的財産庁が特許規則 2021 年改正を公表
- [2] ロックダウンに起因する恩赦期間の終了

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**[1] インド知的財産庁が特許規則 2021 年改正を公表**

インド知的財産庁は 2021 年 9 月 23 日付で特許規則 2021 年改正を同庁のウェブページで公表しました。特許規則 2021 年改正は 2021 年 9 月 21 日から適用されます。本特許規則改正は、2021 年 2 月 9 日付で公表された特許規則改正案(2021)に基づくものです。

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/758\\_1\\_Patents\\_\\_Amendment\\_\\_Rules\\_\\_2021.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/758_1_Patents__Amendment__Rules__2021.pdf)

本改正により、出願人が「教育機関」である場合の庁費用は「自然人」または「スタートアップ」の場合のそれと同額になりました。具体的に、教育機関の庁費用は企業のその 20%になり、出願しやすくなります。

また、「教育機関」の定義を規定する規則 2(ca)が追加されました。規則 2(ca)によりまずと、「教育機関」とは、中央法、または州法 (Provincial Act、State Act) に基づいて設立または法人化された大学を意味し、中央政府、州政府、または連邦直轄領が指定した機関によって承認されたその他の教育機関も含まれます。

外国の「教育機関」もこの恩恵を受けることが可能です。恩恵を受けたい場合は様式 28 を提出します。その際、国によって承認されていることを示す書類の写しを証拠として添えることとなります。なお、これらの書類が英語以外の言語で書かれている場合、その英訳と、英訳の公証が必要となります。そのため、日本の教育機関につきましては、出願時の費用効果は少ないと考えています。

**[2] ロックダウンに起因する恩赦期間の終了**

インド最高裁判所は、ロックダウン（外出禁止措置）により手続きができないことを考慮して、行政、司法などのすべての期限を 2020 年 3 月 15 日付で延期する内容の指令を 2020 年 3 月 23 日に発令しました。同裁判所が、2021 年 3 月 8 日に、期限延長の指令を 2021 年 3 月 15 日付で終了するとの内容の指令（1 回目の指令）を発令しました。当社発行のニューズレター第 2021-2 号<sup>1</sup>（2021 年 3 月 18 日発行）では恩赦期間（2020 年 3 月 15 日～2021 年 3 月 14 日）の扱いについて例を用いながら説明しています。

しかしながら、2021 年 3 月の半ばからインドでは新型コロナが再び猛威を振るいだしたため、政府は 2021 年 3 月 15 日からインドのいくつかの地域に新たにロックダウンを発令しました。2021 年 5 月中旬のピーク時には感染者が 40 万人、死者が 4 千人を超えた日もあります<sup>2</sup>。そこで、インド最高裁判所は、ロックダウンにより手続きができないことを考慮

---

<sup>1</sup> [https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953\\_0deb3850fc0840e387b714480865189c.pdf](https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_0deb3850fc0840e387b714480865189c.pdf)

<sup>2</sup> <https://jpmarket-conditions.com/COVID-19/ja/India/>

して、2021年3月8日に発令した「恩赦期間の終了の指令」を「中止する指令」を2021年4月27日に発令しました<sup>3</sup>。

現在、インドでは新型コロナ感染が落ち着いているため、インド最高裁判所は、2021年3月8日に発令した「恩赦期間の終了の指令」を2021年9月23日に発令しました（2回目の指令）<sup>4</sup>。この指令によれば、恩赦期間は2021年10月2日で終了します。すなわち、恩赦期間は2020年3月15日～2021年10月2日となり、期間や期限の計算から除外されま

す。  
余談ですが、10月2日は、インド独立の父と言われていすマハトマ・ガンディー（偉大なるガンディー）の生誕記念日にあたり、インドでは祭日です。

-----  
株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

- 
- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
  - ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
  - ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。

---

<sup>3</sup>

[https://www.knspartners.com/UploadFile/UploadDocument/28042021\\_071811\\_10651\\_2021\\_31\\_1\\_27776\\_Order\\_27-Apr-2021.pdf](https://www.knspartners.com/UploadFile/UploadDocument/28042021_071811_10651_2021_31_1_27776_Order_27-Apr-2021.pdf)

<sup>4</sup>[https://images.assettype.com/barandbench/2021-09/734d01ab-a42b-4a4c-bbd4-c190da51b1cc/In\\_Re\\_Cognizance\\_for\\_Extension\\_of\\_Limitation.pdf](https://images.assettype.com/barandbench/2021-09/734d01ab-a42b-4a4c-bbd4-c190da51b1cc/In_Re_Cognizance_for_Extension_of_Limitation.pdf)